

2015年3月9日 全11頁

法律・制度 Monthly Review 2015. 2

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 2月は、平成27年度予算案・税制改正法案の国会提出（12日・17日）、東証が「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」を発表したこと（24日）、法制審議会が「民法（債権関係）の改正に関する要綱」を決定したこと（24日）、などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○2月の法律・制度レポート一覧	2
○2月の法律・制度に関する主な出来事	2
○3月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック		
法人受取配当課税強化の解説と問題点	5
○レポート要約集	8
○2月の新聞・雑誌記事・TV等	11
○2月のウェブ掲載コンテンツ	11

◇2月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
6日	民法改正時の経過措置の検討状況 ～民法（債権関係）の改正に関する 要綱仮案以降の動向～	堀内 勇世	その他法律	13
	「プロ向けファンド」規制見直しのWG報告 ～金融審議会 投資運用等に関するWG～	横山 淳	金融商品 取引法	16
10日	ジュニアNISAの創設と投資限度額の拡大 ～平成27年度税制改正大綱各論①～NISA関連～	是枝 俊悟	税制	17
	安定調達比率とは？ バーゼルⅢの初歩 第16回	鈴木 利光	金融制度	2
18日	流動性カバレッジ比率（LCR）の告示 ～【金融庁告示】国際統一基準行、 2015年3月末よりLCRの段階適用～	鈴木 利光	金融制度	46
19日	法律・制度 Monthly Review 2015.1 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	13
25日	法人受取配当課税強化の解説と問題点 ～平成27年度税制改正法案各論② ～受取配当等の益金不算入制度～	是枝 俊悟	税制	14
	コーポレートガバナンス・コードに伴う 東証の上場制度整備案	横山 淳	金融商品 取引法	6

◇2月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
2日	◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「予想信用損失会計に関するガイダンス」と題する市中協議文書を公表（4月30日まで意見募集）。
3日	◇平成26年度補正予算が参議院にて可決・成立。 ◇租税特別措置法施行規則の改正が公布され同日施行。利付債の譲渡所得（平成27年12月31日までの譲渡に限る）について、総合課税とする「利率が著しく低い債券」の定義を改正。改正により、平成27年2月3日以後発行される債券につき「利率が著しく低い債券」とは、発行から償還まで15年未満の場合で利率が年利0.1%未満の債券等となる。 ◇欧州証券市場監督局（ESMA）、新 Market Abuse Regulation に関する technical advice を公表。
4日	◇金融庁、会社法改正法に関する金融庁関係内閣府令案を公表（3月6日まで意見募集）。 ◇企業会計基準委員会（ASBJ）・欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）・イタリアの基準設定主体（OIC）、ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいのか—のれんの会計処理及び開示」に寄せられたコメントをまとめたフィードバック・ステートメントを共同で公表。
5日	◇ジョイント・フォーラム、「各業態における信用リスク管理の進展：現状と提言」に関する市中協議文書を公表（3月4日まで意見募集）。

5日	◇公正取引委員会、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正案を公表（3月6日まで意見募集）。
6日	◇金融庁、流動性カバレッジ比率規制に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の改正案を公表（3月9日まで意見募集）。
9日	◇トルコ・イスタンブールにてG20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催される（10日まで） ◇米国証券取引委員会（SEC）、ドッド・フランク法に係る役員等が報酬として付与されたエクイティ証券等のヘッジに関する開示に係る案を公表。
10日	◇金融庁、「平成26年3月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について」を公表。退職給付に関する記載内容について、概ね適切な開示がなされているものの、一部の会社において記載すべき事項が記載されていない事例が認められた。 ◇東証、Jリート市場における上場銘柄数が50に到達。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、公開草案「負債の分類」（IAS第1号の修正案）を公表。負債の分類方法を明確化する案（6月10日まで意見募集）。
12日	◇内閣、平成27年度予算案を国会に提出。
13日	◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の改正案を公表。金融機関に求めるサイバーセキュリティ管理態勢の整備状況について、監督上の着眼点として明確化する等の改正案（3月16日まで意見募集）。 ◇平成26年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等を公表。投資型クラウドファンディングに係る制度整備等の改正案（3月16日まで意見募集）。
17日	◇内閣、平成27年度の税制改正法案を国会に提出。法人の受取配当等益金不算入制度縮小の施行予定時期が、受取側の法人において「平成27年4月1日以後開始事業年度」であることが判明。
18日	◇金融庁、平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針案を公表。情報提供義務の導入に伴う規定の整備等の案（3月19日まで意見募集）。
20日	◇金融庁、企業会計審議会の委員14名を任命（6名は新任、8名は再任）。 ◇財務省、わが国とカタールとの租税協定につき署名を行った旨、公表。
24日	◇東証、コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備案、インフラファンド市場の開設に伴う上場制度等の整備案、日本郵政グループ3社の上場時に上場株式数・流通株式数比率について特例を設ける案を公表（いずれも3月26日まで意見募集）。 ◇法制審議会、「民法（債権関係）の改正に関する要綱」を決定。民法（相続関係）部会を新設することを決定。
26日	◇国際決済銀行 決済・市場インフラ委員会（BIS/CPMI）と証券監督者国際機構（IOSCO）代表理事会、報告書「『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング（清算機関および取引情報蓄積機関に関するレベル2評価報告書）」を公表。 ◇BIS/CPMI・IOSCO代表理事会、「清算機関のための定量的な情報開示基準」を公表。
27日	◇アジア地域ファンド・パスポート作業グループ（オーストラリア、韓国、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール及びタイ）、アジア地域ファンド・パスポートに関する市中協議文書を公表（4月10日まで意見募集）。 ◇流動性カバレッジ比率の開示に係る内閣府令等の改正が公布（6月30日より適用）。 ◇日証協、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の案を公表（3月27日まで意見募集）。

◇3月以後の法律・制度の施行スケジュール

	日付	施行される内容
2015年 (H27)	3月31日	◇流動性カバレッジ比率の適用開始（国際統一基準行）。 ◇レバレッジ比率の開示開始（国際統一基準行）（予定）。
	4月1日	★法人税改革の実施。 ・法人税（国税）の税率引き下げ（25.5%→23.9%）。 ・法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ・受取配当等の益金不算入制度が縮減。 ・繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の80%→65%）。 ・研究開発促進税制の総額型上限が縮小（法人税額の30%→25%）。 ★結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税非課税措置の創設。 ◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。 ◇公的年金支給額が前年度比+0.9%の改定。 ◇独占禁止法改正法の施行。公正取引委員会が行う審判制度の廃止、意見聴取手続の整備など。
	5月1日	◇会社法改正法の施行。監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直しなど。
	5月	◇平成26年金融商品取引法等改正（1年以内施行）の施行（予定）。投資型クラウドファンディングに係る規定整備、大量報告書報告書提出要件の改正など。
	6月1日	◇コーポレートガバナンス・コードの適用開始（予定）。
	7月1日	★出国時の株式等の含み益に対するみなし譲渡益課税の導入。
	9月1日	◇一定のOTCデリバティブに、電子情報処理組織の使用を義務付け。
	10月1日	◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。 ★国境を越えた役務の提供（電子書籍・音楽・広告等）への消費課税見直し。
	10月ごろ	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始（予定）。
	12月31日	★2015年の年収2,000万円超かつ2015年末の「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上」の者から、財産債務調書の提出義務開始。
2016年 (H28)	1月1日	★NISAの年間投資限度額が拡大（年100万円→120万円） ◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始（予定）。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ★法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ★ジュニアNISAの創設（申し込み開始は2016年1月1日）。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ★住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ★非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	4月1日	★消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ★繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の65%→50%）。 ★欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。
	10月1日	★住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。

※原則として、2月28日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している（ただし、「平成27年度税制改正大綱」により改正されることとされているものには★印を付し、現行税法より優先して記載している）。2月中に時期・内容等が決定されたものは太字で記載。税制・会計等の適用時期は、3月決算法人の例を記載している。

◇今月のトピック

法人受取配当課税強化の解説と問題点

2015年2月25日 是枝 俊悟

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150225_009495.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 現行制度における受取配当等の益金不算入制度（株式等の配当等）

現行制度	株式保有割合	保有期間の条件	配当等の 益金不算入割合	負債利子控除
① 完全子法人株式等	100%	配当等の額の計算期間を通じて完全支配関係があること	100%	なし
② 関係法人株式等	25%以上 100%未満	配当等の支払いの効力の生じる日以前6か月以上継続して25%以上保有していること(注)	100%	あり
③ その他株式等	25%未満	特になし(注)	50%	あり

(注)ただし、短期所有株式等(配当等の支払に係る基準日以前1か月以内に取得し、かつ基準日後2か月以内に譲渡した株式等)に係る配当等については、益金不算入が認められない。

(出所)大和総研作成

図表2 現行制度における受取配当等の益金不算入制度（株式投資信託の収益分配金）

		外貨建資産割合		
		50%以下	50%超75%以下	75%超
非株式割合	50%以下	収益分配金の1/2が対象 (実質25%益金不算入)		
	50%超75%以下	収益分配金の1/4が対象 (実質12.5%益金不算入)		
	75%超	益金不算入の対象外 (0%益金不算入・全額益金算入)		

(注)益金不算入制度の対象となる場合、負債利子控除も適用される。

(出所)大和総研作成

図表3 改正案における受取配当等の益金不算入制度（株式等の配当等）

改正案	株式保有割合	保有期間の条件	配当等の 益金不算入割合	負債利子控除
① 完全子法人株式等	100%	[政令で定められる可能性がある] (現行通り、配当等の額の計算期間を通じて完全支配関係があることになるものと思われる)	100%	なし
② 関連法人株式等	1/3超 100%未満	[政令で定められる可能性がある] (現行の「関係法人株式等」の条件と同様ならば、配当等の支払いの効力の生じる日以前6か月以上継続して1/3超保有していること)(注)	100%	あり
③ その他の株式等	5%超 1/3以下	[政令で定められる可能性がある](注)	50%	なし
④ 非支配目的株式等	5%以下	[政令で定められる可能性がある](注)	20%	なし

(注)短期所有株式等(配当等の支払に係る基準日以前1か月以内に取得し、かつ基準日後2か月以内に譲渡した株式等)に係る配当等については、益金不算入が認められない。

(出所)大綱・法案をもとに大和総研作成

図表4 「5%」を基準とする各種制度における保有割合の算定式の概要

	受取配当等の益金不算入制度 (現行法における規定)	大量保有報告書
ベース	株式数ベース	株式数ベース
分子	自社が保有する株式数	保有者・共同保有者の株式数・潜在株式数
分母	発行済株式数－自己株式数	発行済株式数＋保有者・共同保有者の潜在株式数
	銀行等の株式保有制限	TOB規制
ベース	議決権ベース	議決権ベース
分子	自行とその子会社が保有する議決権数	買付者・特別関係者の議決権数・潜在議決権数
分母	総議決権数	総議決権数＋買付者・特別関係者の潜在株式分の潜在議決権数

(注)これらの計算式はあくまで概要を示したものであり、このほかに様々な調整項目がある場合がある。
 大量保有報告書における株券等保有割合の正確な定義は、横山淳「いまさら人には聞けない大量保有報告(5%ルール)のQ&A」(2013年3月11日)を参照。
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130311_006922.html
 TOB規制における株券等所有割合の正確な定義は、横山淳「いまさら人には聞けない公開買付け(TOB)のQ&A」(2012年8月6日)を参照。
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12080601securities.html>
 銀行等の株式保有制限(原則)については、堀内勇世「会社法と銀行の株式保有5%ルール」(2006年3月24日)を参照。
<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/06032401commercial.html>
 銀行等の株式保有制限(例外規定)については、横山淳「銀行等の議決権保有規制の例外措置拡充」(2013年6月24日)を参照。
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130624_007351.html
 (出所)法令をもとに大和総研作成

図表5 株式保有割合別の改正(案)の影響

株式保有割合	配当等の 益金不算入割合		負債利子控除	
	現行	改正案	現行	改正案
100%	100%		なし	
1/3超100%未満	100%		あり	
25%以上1/3以下	100%	50%	あり	なし
5%超25%未満	50%		あり	なし
5%以下	50%	20%	あり	なし

(出所)法案をもとに大和総研作成

図表6 政府税調における改革の方向性

企業の株式保有は、支配関係を目的とする場合と、資産運用を目的とする場合がある。支配関係を目的とする場合は、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことがないよう、配当収益を課税対象から外すべきである。他方、資産運用の場合は、現金、債券などによる他の資産運用手段との間で選択が歪められないよう、適切な課税が必要である。

この観点から、**支配関係を目的とした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有の取扱いを明確に分け、益金不算入制度の対象とすべき配当等の範囲や、益金不算入の割合などについて、諸外国の事例や、会社法における各種の決議要件、少数株主権などを参考にしつつ、見直すこととする。**その際、市場に与える影響に留意が必要である。

なお、見直しにあたっては、外国子会社にポートフォリオ投資をしている場合の課税の整合性に留意すべきという意見や、**見直しによって大きく影響を受ける業態への配慮が必要との意見があった。**また、**持株比率で支配目的か資産運用目的かを一律に線引きをすることは実態にそぐわないとの意見がある一方で、支配目的か資産運用目的かを考える場合には持株比率で分けざるを得ないとの意見もあった。**

(注)太字・下線部は筆者による。

(出所)税制調査会「法人税の改革について」(平成26年6月)

図表 7 政府税調の改革方針と結果

	政府税調の改革方針	結果(法案における改正内容)
①	益金不算入制度の対象とすべき配当等の範囲や、益金不算入の割合などについて見直すこと	左記の観点から見直すこととなった。
②	見直しの際には、支配関係を目的とした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有の取扱いを明確に分けること	保有割合が5%未満のものについては「非支配目的株式等」とされ、資産運用を目的とした株式保有とみなすものと考えられる。
③	諸外国の事例や、会社法における各種の決議要件、少数株主権などを参考にすること	フランスの事例(保有割合が5%未満なら全額益金算入)と会社法における特別決議の拒否権(保有割合1/3超)を参考として、区分を設けることとなったものと考えられる。
④	支配関係を目的とした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有を持株比率(株式保有割合)で判断することには賛否両論があったこと	結果的に、株式保有割合のみで判断することとなったものと考えられる。
⑤	見直しによって大きく影響を受ける業態への配慮が必要との意見があったこと	保険会社に対してのみ特例が設けられることとなった。

(出所)大和総研作成

図表 8 株式保有割合による会社法上の権利・権限等と法案(大綱)における区分案の比較

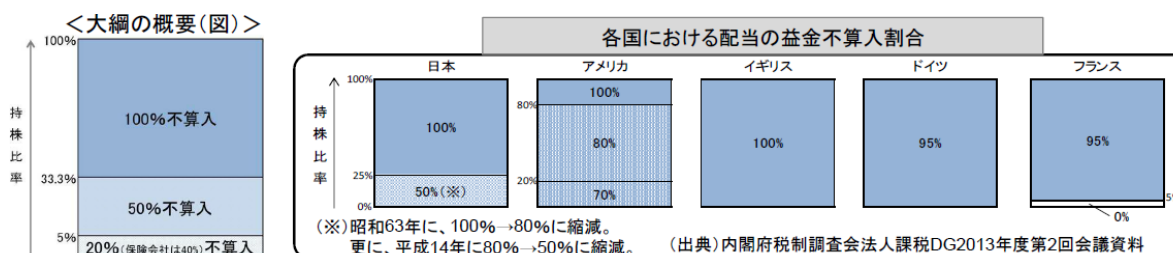
株式保有割合	会社法上の権利・権限	その他の法令・会計規則等	法案(大綱)における区分案
100%		法人税の連結納税を行うことができる	完全子法人株式等 不算入割合100% (負債利子控除なし)
2/3超	株主総会の特別決議を単独で成立させられる		
50%超	株主総会の普通決議を単独で成立させられる	会計上子会社株式とする(原則)	関連法人株式等 不算入割合100% (負債利子控除あり)
50%以上	株主総会の普通決議を単独で阻止できる		
40%以上		取締役会等を実質支配している場合に会計上子会社株式とする	その他の株式等 不算入割合50% (負債利子控除なし)
1/3超	株主総会の特別決議を単独で阻止できる	保有割合が1/3超となる買付けは原則としてTOB実施が義務付けられる	
25%以上	相互保有株式の議決権停止		
20%以上		会計上関連会社株式とする(原則)	
15%以上		一定の要件を満たす場合に会計上関連会社株式とする	
10%以上	解散請求権		
10%以下		保険会社の株式保有制限(原則)	
5%超		大量保有報告書の提出義務 保有割合が5%超となる買付けはTOB実施が義務付けられる場合がある	
5%以下		銀行等が保有できる一般事業会社株式の上限(原則)	
3%以上	総会招集請求権 役員解任請求権 業務財産検査役選任請求権 会計帳簿閲覧請求権	(個人株主の場合、上場株式等の配当等が総合課税となる)	
1%以上	総会検査役選任請求権		
1%以上または300議決権以上	株主提案権		

(注1)ここでは一律に「株式保有割合」という用語を便宜的に用いているが、算出の方法等は異なりうる。

(注2) 定款により条件となる株式保有比率を変更できるものもある点に注意が必要である。

(出所)大和総研作成

図表 9 各国における配当の益金不算入割合



(出所) 金融庁「平成27年度税制改正について-税制改正大綱における金融庁関係の主要項目-」(平成27年1月)

◇レポート要約集

【6日】

民法改正時の経過措置の検討状況

～民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案以降の動向～

2014年8月26日の「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」決定以降、はじめて法制審議会民法（債権関係）部会が同年12月16日に開催された。その後2015年1月20日にも開催された。

これら2回の部会では条文案や経過措置案も提示され、法務省のウェブサイトでも公表された。

このレポートでは、経過措置案について取り上げる。多くの場合、メルクマールとなる出来事が施行日以後にあったか否かで、改正後の民法の規定を適用するか否かを決めていると思われるが、いくつにも場合分けされるなどしている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150206_009421.html

「プロ向けファンド」規制見直しのWG報告

～金融審議会 投資運用等に関するWG～

2015年1月28日、金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」は適格機関投資家等特例業務（金融商品取引業者として登録することなく行われる、いわゆるプロ向けファンド業務）に対する規制見直しに関する報告をとりまとめた。

適格機関投資家等特例業務に関しては、制度を悪用した投資家被害などが多く発生したことを受けて、昨年、業務を行う者が、ファンドの販売等を行うことができる投資者のうち適格機関投資家以外の者（アマ）の範囲について、現行の人数要件（49名以下）に加えて、一定の属性（金融商品取引業者等（法人のみ）、ファンドの運用者とその役職員等、上場会社、外国法人、一定の要件（投資性金融資産1億円以上など）を満たす個人など）に該当する者に限定するという要件を追加する改正案が示されていた。

これに対して、ベンチャー・キャピタル関係者や消費者関係者などから様々な意見が寄せられた。そこで改めて金融審議会場で議論が行われることとなった。

今回の報告では、ファンドの販売等を行うことができる投資者の範囲を、昨年の改正案よりは拡大（緩和）する一方、適格機関投資家等特例業務を行う者に対して、一定の行為規制（適合性原則、分別管理義務など）、人的要件、開示義務などを課すことを提言している。

今後、報告の提言に沿って、法令の改正等が進められるものと思われる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150206_009422.html

【10日】

ジュニアNISAの創設と投資限度額の拡大

～平成27年度税制改正大綱各論①～NISA関連～

2014年12月30日、自由民主党・公明党は「平成27年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。本稿は、大綱のうちNISA関連について解説する。

大綱では、0歳から19歳の未成年者が口座開設できる「未成年者口座」（ジュニアNISA）を創設をすることとした。ジュニアNISAにおける年間投資限度額は80万円で、NISAと同様に、限度額以内で購入した上場株式や株式投信に係る配当・分配金・譲渡益が非課税となる。なお、ジュニアNISAでは18歳に達する年度の12月末まで引出し制限があり、それまでに引出す場合は災害等の事由による場合を除き、累積の利益に対し課税されるなど、NISAとは異なる制約もある。ジュニアNISAの制度開始は平成28（2016）年4月からとされている。

大綱では、(通常の) NISA の年間投資限度額を現行の 100 万円から、平成 28 (2016) 年以後、120 万円に引き上げることとしている。これにより、毎月 10 万円×12 ヶ月の毎月投資に利用しやすい金額となる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150210_009432.html

「安定調達比率」とは？

バーゼルⅢの初歩 第 16 回

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第 16 回は、安定調達比率の内容を解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/base13/20150210_009423.html

【18 日】

流動性カバレッジ比率 (LCR) の告示

～【金融庁告示】国際統一基準行、2015 年 3 月末より LCR の段階適用～

2014 年 10 月 31 日、金融庁は、流動性カバレッジ比率 (LCR: Liquidity Coverage Ratio) に係る「告示」(LCR 告示) を公表している。

LCR とは、「ストレス下において 30 日間に流出すると見込まれる資金 (分母) を賄うために、短期間に資金化可能な資産 (分子) を十分に保有しているかを表す指標」を指す。バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) は、2010 年 12 月に公表した「バーゼルⅢ」にて、新たに LCR をバーゼル規制 (国際的な銀行の自己資本比率規制に関するガイドライン) に加えている。

LCR 告示は、BCBS が 2013 年 1 月に公表した LCR の最終報告 (LCR テキスト) を、我が国の法律等に落とし込むものである。

LCR 告示の適用対象は、国際統一基準行である。具体的には、海外営業拠点を有する銀行、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、最終指定親会社である。

当然のことながら、LCR 告示の内容は、LCR テキストの内容と概ね一致している。もっとも、一点、LCR 告示には、LCR テキストと比して不透明な部分がある。それは、流動性ストレス時における適格流動資産の利用の是非である。

BCBS は、LCR テキストにて、流動性ストレス時においては、適格流動資産を利用し、その結果として LCR が 100% を下回ることを許容している。

これに対して、LCR 告示では、そのような場合の取扱いが規定されていない。この点については、今後、「監督指針」の改正にて手当てがされるか否かが注目されよう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150218_009461.html

【19 日】

法律・制度 Monthly Review 2015.1

～法律・制度の新しい動き～

1 月の法律・制度に関する主な出来事と、1 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

1 月は、内閣が平成 27 年度予算案を閣議決定したこと (14 日)、金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」が「報告書」を公表したこと (28 日) などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150219_009476.html

【25日】**法人受取配当課税強化の解説と問題点****～平成27年度税制改正法案各論②～受取配当等の益金不算入制度～**

2015年2月17日、政府は「所得税法等の一部を改正する法律案」（以下、法案）を国会に提出した。本稿は、法案のうち受取配当等の益金不算入制度について解説する。

現行では法人の受取配当について、株式を25%以上保有していれば100%益金不算入、25%未満であれば50%益金不算入となっている。法案では、これを1/3超保有であれば100%益金不算入、5%超1/3以下は50%益金不算入、5%以下は20%益金不算入に改正することとしている。また、株式投資信託の収益分配金について、日本株ETFを除き全て益金不算入制度の対象外（全額益金算入）にするとしている。

法案が成立し実施されると、25%以上1/3以下、および、5%以下の保有比率の株式に係る受取配当、および株式投資信託（日本株ETF含む）の収益分配金について、益金不算入の比率が下がり（または廃止され）、課税が強化されることとなる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150225_009495.html

コーポレートガバナンス・コードに伴う東証の上場制度整備案

2015年2月24日、東証は、「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」を公表した。

ポイントは、①企業行動規範の「遵守すべき事項」として、コーポレートガバナンス・コード（以下、CGコード）を実施しない場合の理由説明を規定する、②CGコードを実施しない場合の理由説明は、コーポレートガバナンス報告書において行う、③現行の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」尊重規定を、CGコードの趣旨・精神の尊重規定に置き換える、④主要な取引先の元業務執行者などを独立役員に指定する場合の「開示加重」を廃止して、「属性情報開示」に統一する。

CGコードに合わせて、2015年6月1日を目途に実施することが予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150225_009497.html

◇2月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」 (2月13日放送)	若者がNISAで投資を行う意義について コメント	是枝 俊悟
日本経済新聞 (2月24日付朝刊28面)	「エコノ探偵団」にて女性の働き方と 税制についてコメント	是枝 俊悟
Financial Adviser (3月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.48 今後の制度改正スケジュール	是枝 俊悟

◇2月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
2月19日掲載	コラム：ピケティ税導入への布石？ 富裕層の資産情報把握網の整備 http://www.dir.co.jp/library/column/20150219_009463.html	吉井 一洋
2月25日掲載	コラム：デリバティブ取引の証拠金規制、 「2015年12月実施」の信憑性 http://www.dir.co.jp/library/column/20150225_009488.html	鈴木 利光